

平成31年3月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成31年3月8日（金）午後3時03分から午後3時47分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員（28人）

会長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	高塚 光春	9番	田中 好道	
	2番	小谷 恵	10番	川上 英章	
	3番	前田 繁昌	11番	江原 宏昭	
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子	
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎	
	7番	尾古 礼隆	14番	岸本 耕二	
	8番	日野 浩一			
	推進委員	1番	黒見 憲治	9番	入江 英之
2番		渡邊 博文	10番	佐伯 守	
3番		大西 繁	11番	大場 兵輔	
4番		藤井 元之	12番	加藤 久和	
6番		鳥橋 千廣	13番	野口 稔	
7番		荒松 将志	14番	杉谷 幸秀	
8番		岩波 宏承	15番	山根 操	

- 4 欠席委員（2名）（農委4番 田中 喬、推委5番 林原 春男）
- 5 議事録署名委員の決定（14番 岸本 耕二、1番 高塚 光春）
- 6 会務報告（別紙）
- 7 議事日程

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 平成31年農作業標準労働賃金の協定について
- 議案第4号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

8 報告事項

- (1) 農地法施行規則第29条第1号の届出について
- (2) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について
- (3) 賃貸借の解約について
- (4) その他

9 その他

(1) 定例会の日程について

(2) その他

10 農業委員会事務局職員

局	長	末次 四郎
主	幹	松井 明宏
主	幹	齋木 貴敬
事務	補助員	山根江利子

1 1 会議の概要

事務局 それでは改めまして、会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、議長さんの方からご挨拶をお願いします。

議長 こんにちは。非常に何かこの頃、暑なったり寒なったりということで、天気が続いたかなと思ったら、リゾート大山も10日までだという、何か雪が無くなってお終いだというようなことになったんですが、昨日はちょっと白くなったなということで大山を見たら白くなったなという感じを受けとるわけですが、非常に今年は雪知らずということで、スノータイヤを買ったけども、雪の上を走らずに終わったということで、どういう天候なのか分からんなということで、非常に八幡さんの管粥がですね、どう当てさるのか、野菜は何だか悪かったみたいなことを言っとるし、本当か嘘かよう分からんなということで、要するに努力してきちんと物作りなさいよということなのかなという感じを受けとるわけですし、こういう天候になれば春になってから、寒くなったり雹が降ったりだとかいうことがこれまであったわけですし、非常に皆さん気を付けながら、やっていけない部分もあるのかなと感じております。皆さんの努力もありまして、農業委員会も大分経過しましたが、自主的に活動をされてですね、色んな部門での整理が出来て、皆さん、それなりに活動されとるなという感じを受けて、非常に新しい体制になってから、任期も半分済んだのかなというわけですが、その中でどうやっていくかということをも十分検討していかないけんということで、また今度の議会で喋ってごせと。議会でまたちょっと質問があるということなんで、また13日は出掛けて行かないけん。喋るのが下手なもんが、何で三べん目も質問があるかいなということで、それだけ農業委員会に関してですね、関心度が高まって、それだけ農業委員会に目を向けてもらったのかなと思えば良いと思わないけんしというような感じに思っております。それなりの活動をしてるんだから、質問なり何なり出るんじゃないのかなと思っております。引き続き、皆さんの中で本当にやっていけないことはやっていくんだということで、そつが無いかたちでいきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

議長 それでは、今日の欠席は、農業委員の4番委員さんと、推進委員の5番さんが欠席でございますので、現在の出席に対して委員会が開けますので、委員会を開くということになります。

議事録署名委員のほうはですね、14番委員と1番委員さん、よろしくお願いいたします。

議長 それでは会務報告のほうを、事務局お願いいたします。

事務局 【会務報告】

- (2月 8日) ・2月委員会案件現地調査について。
- ・2月定例農業委員会について。
- (2月14日) ・鳥取県農業委員会職員協議会研修会について。
- (2月15日) ・名和地区農業相談日について。相談件数なし。
- (2月22日) ・大山町人・農地プラン検討会について。
- (2月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。
- (2月26日) ・農業経営改善計画認定審査会について。
- ・農業次世代投資事業及び就農条件整備事業等に係る就農・営農状況確認会について。

議長 それでは議案のほうに入りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号は6番になります。土地の表示は〇〇〇〇〇〇△△△外4筆、譲渡人が〇〇△△番地、□□□□さん、譲受人が〇〇△△番地、◇◇◇◇さん、贈与と伺っております。

いずれも農地法第3条2項各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ご説明がございました。それでは現地確認のほうを、番号6番について推進委員の12番さん、よろしくをお願いいたします。

推委12番委員 はい、失礼します。推進委員の12番です。午前中に現況を確認してまいりました。息子さんにつきましては、58歳になられるということで長年に亘って兼業農家をされてきておられるということで、農業には携わっておられるということです。それでは1筆毎にご説明をいたします。〇〇の△△△の△番、畑についてご説明いたします。現況は野菜等、作付けがしてありましてきれいに管理されておられる状況であります。それから一番上からまいります。〇〇の△△△、〇〇の△△△、〇〇の△△△、△△△につきましては現況は構造改善の中の1筆毎の田になっております。一番下に田と畑とありますけども、これは一窪の中に田と畑があるということでご理解いただきたいと思います。現況はこの田につきましては、全ていつでも耕作できるきれいな状態でありました。以上、報告を終わります。

議長 これについて、何かご質問のある方。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

どうも、ありがとうございました。全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。下記申請について、農地法施行令第15条の規定により審議を求めます。

番号2番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△-△、転用面積は1,220㎡、譲渡者が、〇〇△△△番地△、■■■■■さん、譲受者が〇〇県〇〇市〇〇〇区〇〇△丁目△△-△△、株式会社◆◆、転用目的及び施設の概要につきましては太陽光発電設備になっております。農地の区分は農振農用地ではありませんで、役場の支所として位置付けられます、◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎◎から50.0m以内にある農地で、第2種に該当いたします。許可根拠は代替地無しで、代替地を検討した書類を提出していただいております。隣地との境界付近にフェンスを設置し防草シートで草押さえをするという計画になっております。当該農地があります集落におきまして、説明会を実施されまして区長さんからの同意、また隣接農地の所有者及び耕作者の同意も得られております。文化財協議も済んでおります。位置図などは先程ちょっと訂正させていただきました3ページから5ページに付けております。以上でございます。

議長 それでは現地確認のほうを、農業委員6番さん、ご説明をお願いいたします。

農委6番委員 はい、失礼します。午前中に回ってまいりまして、現圃場ですが、ちょうど〇〇に入るところの角の農地になります。一圃場は畑の管理はしてありましたが、この忘れてあった部分の土地はちょっと若干草が生えた跡があり、若干荒れてはおりまして、地主さんの管理が中々行き届かない部分は見受けられまして、太陽光という部分ではあまり農業委員としては進めたくありませんが、問題はないんじゃないかと思って見てまいりました。

議長 今、ご説明がございましたが何か質問がございましたら挙手をもってお願いいたします。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 議案第3号、平成31年農作業標準労働賃金の協定について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、平成31年農作業標準労働賃金の協定について。このことについて、別紙協定表(案)のとおり協定してよいか審議を求めます。

本日、3月8日に農政部会による審議により協定の案を作成しましたので、農業委員の7番さんに内容のほうをお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

農委7番委員 はい。説明をいたします。会長、それから代理にも出席いただきまして、協定案を作らせていただきました。

まず最初の田植えですけれども、これは、これまで通りの単価で据置き6,500円、一般労務もこれまで通りの800円で据置いてあります。荒起ですけれども、近隣の状況を見まして、6,500円として500円を上げております。こなし、これも200円アップの3,800円、代かき、これも200円上げて5,200円、こなし・代かき同時を500円上げて7,500円としております。フレールモアにつきましては、6,000円の据置きにしております。次の散布も1,500円の据置き、あぜ草刈、1,800円も据置き、あぜ塗り、メーター70円も据置いてあります。薬剤散布、1,000円も据置いてあります。追肥、1,500円、これもそのまま据置きです。バインダー、8,000円もそのままの値段です。コンバイン、16,500円だったものを500円上げて17,000円としております。ハーベスターは7,500円の据置きで、案を作らせていただきました。ご審議の程、よろしく願います。

議長

今、ご説明がございましたが、これについてご質問のある方。

(沈黙)

ないようですので、これについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので、承認いたしました。

議長

議案第4号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第4号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について。このことについて、農業委員会の適正な事務実施について2(1)アの定めにより審議を求めます。

区域は昨年度と同様で、〇〇〇が20a、〇〇・〇〇・〇〇地域が30a、その他の地域につきましては50aということで挙げさせていただいております。次のページに剥ぐっていただきますと、ここから3枚ほどありますが、それぞれの別段の面積を定める区域内の耕作者さんの世帯毎の経営耕地面積を10aきざみで載せておまして、例えば〇〇〇地区ですと、20aの設定にしますと、〇〇〇の一番上の左から2番目、上の段が36と書いてあるところを見ていただきますと、36というのが0.1~0.2haの経営耕地面積を持っておられる世帯が36あるという意味合いです。下の段が累計になってまして、0.1ha未満の方も含めてということですので、45.14%あった0.1ha未満の方が、0.2ha未満になりますと65.71%おられますよというふうな見方になっておまして、ここの別段の面積を定めるにあたりまして、その設定された面積内に40%以上の方がおられないと設定が出来ませんので、その辺を見ていきますと、例えば〇〇〇地区ですと2番目のところを見ますので65.71%おられますので、基準はクリアするということになります。次のページで〇〇地区を見ていきますと、〇〇地区の設定は30aですので、3番目のところを見ていただきますと、30a以下の方は52.63%

ですのでこちらも基準を満たすというふうな見方でしていきます。同様に〇〇・〇〇のほうも見ていきますと、〇〇地区が30aの設定になってますので、左から3番目の上の段が16のところを見ます。ですので、54.70%になりますので、こちらも40%以上ということで基準を満たしております。最後に〇〇地区になりますが、〇〇地区も設定は30aということになっておりますので、こちらも左から3番目の欄、上段が16のところですけども、こちら50.42%ということで、こちらも基準を満たすというふうに考えます。参考ですけども、上記以外の区域、こちらは一般的な面積ですので50aが下限面積になるんですけども、見ていきますと、左から5番目、上段が164の欄になりますけども、こちら43.08%ということで、こちらも40%の基準を超えているという結果になっておりまして、昨年と基本的には内容のほうは変わってないと思います。そして、状況も変わっておりませんので、昨年と同様の下限面積の設定をしていただけたらということで提案をさせていただきました。以上です。

議長 今、事務局の方から説明がございましたが、下限面積について何かご質問がありますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 5号について説明がございましたが、何か質問がございますでしょうか。

(沈黙)

ないようですので、番号172と173、推進委員の6番さんの分を除いて、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 それでは推委6番さん、(議事参与の制限の為)ちょっと退室をお願いいたします。

(推委6番委員、退室)

それでは番号172番と173番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。全員賛成ですので、承認いたしました。

(推委6番委員、入室)

議長 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細；詳細は議案に明記)以上でございます。

議長 今、ご説明がございました。番号2番、それから番号14番を除いてですね・・・質問がある。

農委13番委員 はい。

議長 はい、農業委員の13番さん。

農委13番委 65ページの番号16ですけども、これは使用貸借で賃借料はゼロということなんですが、支払方法が機構の口座に振込むと書いてありますが、こは。

議長 ちょっと、事務局、説明をお願いします。

農委13番委員 63ページの使用貸借には支払方法はない。どれかが賃貸があるってということでもないですよ。全部が使用貸借。

事務局 ただの転記ミスというか、使用貸借の時には支払方法については不要と考えますので、そこは削除していただければと思います。失礼いたしました。

農委13番委員 はい。

議長 他に何か質問は。

(沈黙)

それでは質問がないようですので、番号2番と番号14番を除いてですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。全員賛成ですので、承認いたしました。

議長 それでは番号2番の、推進委員の7番委員さん、(議事参与の制限の為、退室を) ちょっと。

(推委7番委員、退室)

2番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので承認いたしました。

(推委7番委員、入室)

番号14番、農業委員の8番さん、(議事参与の制限の為、退室を) お願いいたします。

(農委8番委員、退室)

番号14番について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ですので承認いたしました。

(農委8番委員、入室)

議長

それでは67ページからですね、農地法施行規則第29条第1号の届出については読んで確認をしておいて下さい。それから70ページのほうもよろしくお願いいたします。それから73ページのほうも見ておいて下さい。

それでは、その他で何かご質問がありましたら。

(沈黙)

ないようですので、次に進めさせていただきます。

議長

それでは、次の定例会の日程について、4月10日、水曜日、午後3時、中山改善センターのほうで行いますということで、現地確認の担当は推進委員の2番委員さんと推進委員の8番委員さんと農業委員の5番委員さん、よろしくお願いいたします。

4月10日、良いでしょうか。

(はい、との声あり)

反対はないようですので、4月10日に行いますということでよろしくお願ひします。

以上を持ちまして3月の定例農業委員会の定例会を終了いたします。どうも、ありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに記載する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 岸本 耕二

議事録署名委員 高塚 光春

: 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。